保護者・地域の皆様へ

北広島町教育委員会

学校における働き方改革に向けた取組について

日頃より本町の教育に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

本町においても、学校が抱える課題は、複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の勤務が長時間化している実態があります。

こうした中,子供たちの豊かな学び・育ちのためには,教職員が健康でやりがいを持ちながら,授業改善の時間や子供たちに接する時間を確保できる環境を整えることが必要となります。

教育委員会では、これまで以上に子供たちとしっかり向き合い、個に応じたきめ細やかな指導が行える学校をつくっていくため、「学校における働き方改革取組方針」に基づき、各学校の実態の応じた具体的な取組を実施していきます。

保護者や地域の皆様におかれましては、学校における働き方改革の推進について、御理解と御協力をお願いいたします。

主な取組

- 1 部活動運営の見直し (「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」に基づく)
 - ・ 部活動休養日(平日1日以上、週末1日以上)を設定します。
 - 適切な活動時間(平日2時間程度、休日3時間程度)を設定します。
 - ・ 朝練習は原則行わないこととします。
 - ・ 令和3年度からの部活動指導員の配置を検討します。
- 2 留守番電話の設置(小・中学校に順次検討・設置)
 - ・ 勤務時間終了後は、自動応答による対応とします。 勤務時間は概ね8時15分から16時45分まで(学校によって異なります。)
 - 緊急時の連絡については、留守番電話導入時に別途通知します。
- 3 校務支援システムの導入
 - ・ 客観的な勤務時間の記録及び効率的な事務作業等を推進します。
- 4 教職員の定時退庁の実施
 - 週1回以上、勤務時間終了後に速やかに退校します。
- 5 町立小中学校の一斉閉庁の実施
 - 夏休みなど長期休業中に、学校の一斉閉庁期間を拡充します。